

金融商品に係る勧誘方針

当社は、金融商品の勧誘に際しては、次の事項を遵守し、勧誘の適正の確保を図ります。

- 1 当社は、お客様の知識、経験、財産の状況に応じ、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
- 2 お取引は、お客様ご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当社は、お客様に適正な判断をしていただくために、当該金融商品の重要事項について説明をいたします。
- 3 当社は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客様に対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修等を通じて役職員の知識の向上に努めます。
- 4 当社は、お客様にとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
- 5 当社は、お客様からの金融商品の勧誘についてご意見やお気づきの点等についての申出に対して、誠実に対応し、改善に努めます。

[第2種金融商品取引業者]

株式会社学生情報センター

登録番号：近畿財務局長（金商）第234号

第2種金融商品取引業に係る苦情処理措置及び紛争解決措置

当社は平成22年10月1日付け施行の改正金融商品取引法に基づき、第2種金融商品取引業に関してのお客様からの苦情・紛争等の解決措置を以下のとおり講じています。

1 苦情及び紛争の処理に関する社内規定及び業務体制

当社では、第2種金融商品取引業務に関して生じたお客様からの苦情及びお客様との間の紛争につき、以下のとおり社内規程及び業務体制を定め、その処理解決を図ることとしています。

金融商品取引業務に係る苦情等処理規程
苦情及び紛争の処理に関する業務体制

2 苦情及び紛争に関する当社への申出先

第2種金融商品取引業務に係る苦情及び紛争に関する当社へのお申出は、以下までお願いいたします。

関西営業開発部 TEL：075-352-0120
東京営業開発部 TEL：03-5466-1206

3 第三者機関の利用について

別途第三者機関による紛争の解決を希望される場合、京都弁護士会に申し立てることが可能です。

京都弁護士会 紛争解決センター

〒604-0971
京都市中京区富小路通丸太町下ル
TEL：075-231-2378